

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	37	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58の30の3-2	不利益処分の種類	保安検査員の解任命令
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)</p> <p>第58条の30の3 第三十五条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)</p> <p>第18条(都道府県が処理する事務)</p> <p>[参考条文2]</p> <p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)</p> <p>(解任命令)</p> <p><u>第58条の27 経済産業大臣は、第五十八条の二十第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。</u></p>					